THE YOMIURI SHIMBUN
読賣新聞
2009年(平成21年)1月17日(土曜日)

耐震改修5100件止まり

補助制度利用 290万戸が強度不足

大都市・本社調査

震災対策として自治体が進める住宅の耐震改修補助制度で、改正耐震改修促進法▣が施行された2006年以降、17政令市と東京23区で実際に利用されたのは、計約5100件にとどまっていることが読売新聞の調査でわかった。利用実績がほとんどない自治体があり、地域間格差も目立つ。これらの都市では、耐震性を満たさない住宅は計約290万戸と推定される。阪神大震災から17日で14年。大都市部で、耐震改修が進んでいない実態が浮かび上がった。

調査は昨年12月、国内人口の4分の1が集中する政令市と23区を対象に実施。06年4月～08年12月の間、一戸建て住宅などに対する耐震改修の補助制度の利用実績を調べた。

制度の利用が多かったのは、浜松898件、静岡778件、仙台750件、名古屋634件など。東海や宮城県沖など、近い将来に大地震が予測される都市が上位を占めた。

一方、東京の千代田、中央、江東区は0～2件、広島1件、北九州3件と、ほとんど利用されていない自治体もあった。老朽化した木造住宅の密集地区を抱える大阪75件、中野区も37件などとなった。

マンション改修の補助制度は28市区であったが、利用は25棟だけだった。

国の計画では、年間10万～15万戸を耐震改修する必要があるが、今回の調査は大都市部だけでも目標からほど遠い結果になった。

〈関連記事3面〉

▣ 耐震改修促進法　阪神大震災を受け1995年に制定。2006年1月の改正で、都道府県に改修目標を明確にする計画の策定が義務づけられた。国全体で1150万戸ある耐震性不足の住宅を、15年度までに500万戸に減らし、耐震化率を75%から90%に引き上げる目標を掲げる。